

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和7年1月24日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 黒瀬屋内プール事務室空調設備修繕                         |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18060142                                 |
| (3) 物品委託役務内容    | 黒瀬屋内プール事務室の空調設備を更新し、既存の空調設備の取り外し処分を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間     | 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで                    |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 黒瀬屋内プール事務室（東広島市黒瀬町檜原10018番地4）            |
| (6) 予定価格        | 非公表                                      |
| (7) 最低制限価格      | なし                                       |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札                                   |
| (9) 入札区分        | 紙入札                                      |
| (10) 使用する契約約款   | 修繕請負契約約款                                 |
| (11) 契約種別       | 総価契約                                     |
| (12) 収入印紙       | 要  |

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和7～10年東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店をいい、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所をいう。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所をいう。 ※東広島市外に本店を有する者における東広島市内の営業所は、法人市民税の申告のあることに加え、当該営業所が営業所等所在調書（令和7～10年物品役務等競争入札参加資格審査申請書様式第3号）により、本市から営業所としての認定を受けていること。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和7年1月24日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所・留 意 事 項
ア 公告日	令和7年1月24日	東広島市ホームページに掲載するとともに、東広島市総務部契約課（契約担当所属）で閲覧に供する。 閲覧場所は、「6 問い合わせ先（契約担当所属）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和7年1月24日～ 令和7年2月14日	東広島市ホームページに掲載するとともに、契約担当所属で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当所属とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和7年1月24日～ 令和7年1月31日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（入札心得別記様式第1号（第4条関係））により発注担当所属に持参又はファクシミリにより送信すること。ファクシミリによる場合は、事前にその旨を発注担当所属に電話で連絡すること。 生涯学習部 スポーツ振興課（発注担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館2階） 電話番号 082-420-0978 /ファクシミリ番号 082-422-6540 質問書提出期間後の質問は受け付けない。 質問書の様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
カ 回答書閲覧期間	令和7年2月5日～ 令和7年2月14日	東広島市ホームページに掲載するとともに、発注担当所属で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和7年2月12日～ 令和7年2月13日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当所属） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は、入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印すること。 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和7年2月14日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立会いの有無に関わらず、初度の入札参加者（当該入札が無効となったものを除く。）が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は、初度の入札に参加した者に対してファクシミリにより通知する。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードすることができる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当所属）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当所属）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファクシミリ番号 082-431-0077

## 黒瀬屋内プール事務室空調設備修繕仕様書

- 1 修繕名 黒瀬屋内プール事務室空調設備修繕
- 2 履行場所 黒瀬屋内プール事務室（東広島市黒瀬町檜原10018番地4）
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
- 4 概要
  - (1) 取替作業  
黒瀬屋内プール事務室の空調設備を更新し、既存の空調設備は取り外し処分する。
  - (2) 検査確認  
空調設備取替後、試運転を行い正常に作動することを確認する。
- 5 使用材料、数量等  
別紙1「黒瀬屋内プール事務室空調設備修繕数量等明細書」のとおり。
- 6 作業位置図  
別紙2「図面及び現況写真」のとおり。
- 7 使用材料の仕様及び取付け・設置の注意等
  - (1) 使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した建築工事標準詳細図（最新版）及び公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）に定めるところによる。
  - (2) 別紙1に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
  - (3) 室内機は、指定する位置に専用金具等で取り付け、強固に固定する。
  - (4) 設置完了後、機器の動作確認を行い、職員に操作方法の説明を行うこと。
  - (5) 設置日時・設置方法については、事前に発注者と十分に調整すること。
  - (6) 取り付け・設置に係る部品などの経費は受注者の負担とする。
  - (7) 本修繕は、関係する法令等を遵守して実施すること。
- 8 事前見学等  
修繕箇所の事前見学をできる限り行うこと。事前見学は、事前に発注担当課に申し出た上で、令和7年1月30日までに発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。  
(質問書提出期限：令和7年1月31日)

## 9 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないように配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施に当たり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (6) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所にある設備を使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (7) 本修繕において、履行場所に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。
- (8) 本修繕の実施に当たっては、原材料の包装紙等を散在させることのないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取扱に注意すること。
- (9) 本修繕に当たり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (10) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (11) 本修繕に係る契約不適合責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (12) 本修繕に当たり、建物、備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (13) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (14) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団等の排除に関する要綱（平成21年東広島市訓令第47号）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、同要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
- (16) その他、本修繕に関して疑義が生じた場合には、双方協議の上決定する。

## 10 問い合わせ先

### (1) 発注担当課

東広島市（教育委員会） 生涯学習部 スポーツ振興課 スポーツ施設係

電話 082-420-0978

FAX 082-422-6540

### (2) 修繕対象施設

黒瀬屋内プール

東広島市黒瀬町檜原10018番地4

電話 0823-82-5827

別紙1「黒瀬屋内プール事務室空調設備修繕数量等明細書」

【内訳】

名称及び品番	数量	単位	備考
1 機器 ダイキン社製			
PAC-1 室外機1 室内機3セット SZRC160BYM	1	台	
室内パネル BYCP160EAF	3	台	
リモコン BRC 1 G4	1	台	
2 取付工事			
搬入据付工事	1	式	
リモコン配線工事	1	式	
既存機器撤去工事	1	式	
ガス回収処分費	1	式	
電気工事費	1	式	
養生費	1	式	
試運転調整費	1	式	
雑材消耗品費	1	式	
資材運搬費	1	式	
現場経費	1	式	

別紙2「図面及び現況写真」

○位置図







室外機

